



マグマシティ PR キャラクター
火山の妖精 マグニオン



令和7年5月8日から 受付開始

「子育て世帯住替支援事業」 申請の手引き

— 目 次 —

1. 事業概要	・・・ P1
2. 補助対象者の要件	
3. 補助対象となる住宅の要件	
4. 親世帯と同居又は近居による加算の要件	・・・ P2
5. 補助対象となる経費	
6. 補助金額	
7. 手続きの流れ	・・・ P3
8. 認定申請の必要書類	・・・ P4
9. 交付申請の必要書類	・・・ P5
10. 補助金請求の必要書類	・・・ P6
11. 住宅ローン【フラット 35】地域連携型を利用される方	
12. 金融機関による各種優遇措置を利用される方	
13. 記入例	・・・ P7
14. Q & A	・・・ P12



マルニオン

受付期間：令和7年5月8日(木) から 令和8年2月6日(金) (先着順)

※予算に到達した場合は受付を終了します。

※5月8日に申請者多数の場合は、抽選とします。

(5月8日抽選の場合、メール受付は17時15分まで)

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 住宅課 住まい計画係（子育て世帯住替支援事業担当）

住 所：〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 東別館4階

電 話：099-216-1363

メール：juta-keikaku@city.kagoshima.lg.jp

市ホームページ



1. 事業概要

本事業は、子育てしやすい住まいと住環境を確保するとともに、地域の活性化につなげるため、本市に住み続けたい子育て世帯の住宅取得費用や引越費用の一部を補助するものです。

2. 補助対象者の要件

下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	要 件
☐	以下のいずれかに該当する子育て世帯であること（補助金の交付申請時点） ・扶養する子ども（交付申請年度の4月1日現在で18歳未満の者）がいる世帯 ・妊娠している方がいる世帯（母子健康手帳の交付を受けていること）
☐	申請時、転居前、転居後に鹿児島市内在住であること（本市に住民票があること）
☐	市税の滞納がない世帯であること
☐	生活保護法による保護を受けていない世帯であること
☐	暴力団等の反社会的勢力に属していない又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有しない世帯であること
☐	過去に本要綱に基づく補助金を受けていないこと

3. 補助対象となる住宅の要件

転居後の住宅が、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	要 件	
☐	建築主事等が交付する <u>検査済証の交付</u> を受けている住宅であること	
☐	<u>新耐震基準</u> を満たす住宅であること	
☐	立地適正化計画における <u>居住誘導区域内</u> の住宅であること ※鹿児島市の地図情報システム「かごしま i マップ」の都市計画マップで確認できます。	
☐	最低居住面積水準を満たす住宅であること ＜最低居住面積水準＞ 2人以上の世帯 $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$ 注1) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。 注2) 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。 注3) 申請時点での年齢で算定する。ただし、出産予定は0歳児として算定する。	
☐	住宅の建設、購入又は賃借に係る <u>契約の締結日が令和6年8月1日以降</u> であること	
☐	住宅取得の場合	新築住宅 ・「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の<u>建築物エネルギー消費性能基準に適合</u>する住宅 ・<u>令和7年3月31日までに建築物の工事に着手</u>したもの
☐		既存住宅 ・従前所有者が申請者又はその配偶者の2親等以内の親族でないこと
☐	民間賃貸住宅への引越の場合 ・かごしま団地みらい創造プランの対象団地内又は鹿児島市中心市街地活性化基本計画の中心市街地内の住宅であること ※市ホームページで確認できます。 ・所有者が申請者又はその配偶者の2親等以内の親族でないこと ・公的賃貸住宅（公営住宅やUR等）でないこと	

4. 親世帯と同居又は近居による加算の要件 ※必須要件ではありません

住宅取得で親との同居又は近居による補助金の上限額の加算を受ける場合、下記のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

チェック	加算の要件	
☐	同居	子育て世帯と親世帯が同一住所に居住すること
☐	近居	子育て世帯と親世帯の住居の直線距離が2 km以内であること ※鹿児島市の地図情報システム「かごしま i マップ」で確認できます。

5. 補助対象となる経費

申請世帯が、事業者等（建設業者、不動産業者、引越業者等）に支払った経費です。

※すべての支払いが終わった後に交付申請をしてください。

チェック	補助対象となる経費		
☐	住宅取得 の場合	新築 住宅	新築住宅の建設費用又は購入費用
☐		既存 住宅	既存住宅の購入費用
☐	民間賃貸住宅 への引越の場合		・引越費用（荷造り及び荷解き等のサービス費用及び梱包資材代を含む。） ・引越に伴う費用（エアコン等の取外し及び取付けなどの電気設備工事に係る費用（新規購入分は除く。）、不用品の処分費用） ※運送業として許可を受けている引越業者に支払った費用が対象です。

6. 補助金額

(1) 新築住宅、既存住宅の取得

○補助対象となる経費（消費税を含む）の1/2（上限額10万円）

○親と同居・近居をする場合、上記の上限額を5万円引き上げます。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。

(2) 民間賃貸住宅への引越

○補助対象となる経費（消費税を含む）の1/2（上限額5万円）

※家主からの立退き料や会社から引越費用等が支払われている場合、補助対象経費から立退き料等を差し引いた額の1/2で計算します。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。

<計算例>

①両親、子1名の3人世帯が既存住宅を購入した場合（補助金上限額：10万円）

補助対象となる経費	補助率	補助金額
既存住宅の購入費用 20,000,000円	1/2	100,000円（上限額）

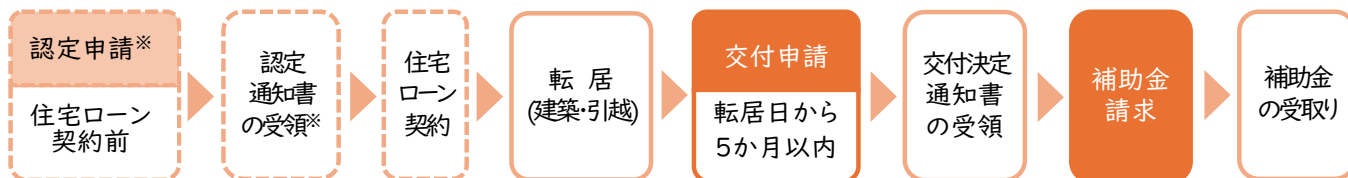
②両親、子2名の4人世帯が新築住宅を建設し、かつ親世帯と同居の場合（補助金上限額：15万円）

補助対象となる経費	補助率	補助金額
新築住宅の建設費用 30,000,000円	1/2	150,000円（上限額）

③両親、子1名の3人世帯が民間賃貸住宅へ引越した場合（補助金上限額：5万円）

補助対象となる経費	補助率	補助金額
引越費用 91,000円	1/2	45,000円 (91,000円×1/2=45,500円 →45,000円(千円未満端数切り捨て))

7. 手続きの流れ



※住宅ローン優遇等で認定が必要な方のみ

認定申請 住宅ローン優遇等を受けるために認定が必要な方のみ (⇒P4 認定申請の必要書類)

- ・【フラット 35】地域連携型を利用される方は、住宅の建設又は購入のローン契約を締結する前に、認定申請書と【フラット 35】地域連携型利用申請書に必要書類を添付して提出してください。
- ・金融機関による各種優遇措置を利用される方は、認定申請が必要な場合がありますので、各金融機関にご確認ください。
- ・認定申請後、補助対象要件を審査し、要件を満たしていれば認定通知書や【フラット 35】地域連携型利用対象証明書を発行します。
- ※【フラット 35】地域連携型を利用する場合、金融機関に【フラット 35】地域連携型利用対象証明書を提出する必要があります。
- ※認定通知書を受領された方は、原則、転居後の交付申請が必要です。
- ※詳しくは市ホームページをご確認ください。

交付申請 転居後、補助金の申請をされる方 (⇒P5～6 交付申請の必要書類)

- ・住宅の取得又は引越が完了し、住民票の異動及び建物の登記が完了したら、転居日（引越業者の領収証の日付等）から5か月以内に交付申請を行ってください。
- ・交付申請後、補助対象要件等を審査し、補助金額を記載した補助金等交付決定通知書を発行します。

補助金請求 (⇒P6 補助金請求の必要書類)

- ・補助金等交付決定通知書を受領した後、速やかに補助金請求を行ってください。

■ 注意事項 ■

- ・申請書類に必要書類を添付し、窓口またはメールで申請を行ってください。（【原本】の提出については、窓口または郵送にて提出してください。）
- ・5月8日に申請者多数の場合は、抽選とします（5月8日抽選の場合、メール受付は17時15分まで）。その後は先着順の受付となります。受付期間中であっても予算額に到達した場合は、受付を終了します。
- ・本補助金は国費を一部使用しているため、国などの他の補助金との併用はできない場合があります。それぞれの補助金の問い合わせ窓口などにご確認下さい。（「子育てグリーン住宅支援事業」などは、同事業の規定により併用できません。）

8. 認定申請の必要書類 住宅ローン優遇等を受けるために認定が必要な方のみ

- ・【フラット 35】地域連携型を利用される方は、住宅の建設又は購入のローン契約を締結する前に、認定申請と【フラット 35】地域連携型利用申請を行ってください。
- ・金融機関による各種優遇措置を利用される方は、認定申請が必要な場合がありますので、各金融機関にご確認ください。

※申請前に、下記の書類がそろっているか確認してください。

※申請は、窓口またはメールで受付けます。【原本】は、窓口または郵送にて提出してください。）

※内容が確認できない書類は受付できません。

チェック		必要書類	
☐	○認定申請書兼同意書（様式第 1）（➡P7～8 記入例参照） ※申請書は、市ホームページからダウンロードして両面印刷してください。		
☐	○転居前の世帯全員の住民票の写し【原本】 （続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30 日以内に交付を受けたもの） ※認定申請書兼同意書（様式第 1）に 同意された方は不要		
☐	○世帯員全員（16 歳以上）の、鹿児島市の市税に滞納がないことの証明書【原本】 （課税の有無に関係なく必要。30 日以内に交付を受けたもの） ※認定申請書兼同意書（様式第 1）に 同意された方は不要 ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。		
☐	○転居予定の住宅の付近見取図(案内図)及び各階平面図(間取り図)【写し】 （平面図は、寸法、面積が分かるもの）		
☐	○対象経費の予定金額が確認できる書類【写し】 （住宅の建設費用又は購入費用の見積書等）		
☐	住宅取得 の場合	新築 住宅	○工事請負契約書【写し】又は売買契約書【写し】 ※令和 6 年 8 月 1 日以降に契約したもの ○建築主事等交付の確認済証又は検査済証（済証がない場合は、建築確認台帳記載事項証明書又は検査済証記載事項証明書）【写し】 ○省エネ基準を満たすことが確認できる書類【写し】 （例）設計住宅性能評価書 など
☐		既存 住宅	○売買契約書【写し】 ※令和 6 年 8 月 1 日以降に契約したもの ○重要事項説明書【写し】 ○建築主事等交付の検査済証（検査済証がない場合は、検査済証記載事項証明書）【写し】 ○新耐震基準を満たすことが確認できる書類（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅を購入する場合のみ）【写し】
代理人（本人以外）が申請する場合			
☐	○委任状【原本】 ※参考様式を市ホームページに掲載しています。		
妊娠中の方がいる場合			
☐	○母子健康手帳【写し】 [必要なページ] 表紙（交付日を確認）及び子の保護者欄		
親世帯と同居又は近居をする場合			
☐	○戸籍謄本等の親子関係が証明できるもの【原本】		
☐	○親世帯全員の住民票の写し【原本】 （続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30 日以内に交付を受けたもの） ※認定申請書兼同意書（様式第 1）に 同意された方は不要		
DV被害の理由による転居の場合			
☐	○DV被害者であることを証する書類【写し】 （例）婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 など		
【フラット 35】地域連携型を利用する場合			
☐	○【フラット 35】地域連携型利用申請書 ※申請書は、市ホームページからダウンロードして印刷してください。		

9. 交付申請の必要書類 転居後、補助金の申請をされる方

転居後5か月以内に交付申請を行ってください。

※申請前に、次の書類がそろっているか確認してください。

※認定通知書を受領された方で、認定申請時から内容変更がない書類は提出を省略できます。

※申請は、窓口またはメールで受付けます。（【原本】は、窓口または郵送にて提出してください。）

※内容が確認できない書類は受付できません。

チェック		必要書類	
☐	○交付申請書兼同意書（様式第 5）（➡P9～10 記入例参照） ※申請書は、市ホームページからダウンロードして両面印刷してください。		
☐	○転居後の世帯全員の住民票の写し【原本】 （続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30 日以内に交付を受けたもの） ※交付申請書兼同意書（様式第 5）に 同意された方は不要		
☐	○世帯員全員（16 歳以上）の、鹿児島市の市税に滞納がないことの証明書【原本】 （課税の有無に関係なく必要。30 日以内に交付を受けたもの） ※認定申請書兼同意書（様式第 5）に 同意された方は不要 ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要。		
☐	○転居後の住宅の付近見取図(案内図)及び各階平面図(間取り図)【写し】 （平面図は、寸法、面積が分かるもの）		
☐	○補助対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類【写し】 （見積書及び領収書並びに振込書又は通帳の写し等）		
☐	○転居日を確認できる書類【写し】 （引越代の領収書、転居前住宅の解約清算書等）		
☐	○建築主事等交付の検査済証（検査済証がない場合は、検査済証記載事項証明書）【写し】		
☐	住宅取得 の場合	新築 住宅	○工事請負契約書【写し】又は売買契約書【写し】 ※令和 6 年 8 月 1 日以降に契約したもの ○省エネ基準を満たすことが確認できる書類【写し】 （例）建設住宅性能評価書 など ○建物の登記事項証明書【写し】
☐		既存 住宅	○売買契約書【写し】 ※令和 6 年 8 月 1 日以降に契約したもの ○重要事項説明書【写し】 ○新耐震基準を満たすことが確認できる書類（昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建築された住宅を取得した場合のみ）【写し】 ○建物の登記事項証明書【写し】
☐	民間賃貸住宅 への引越の場合		○賃貸借契約書【写し】 ※令和 6 年 8 月 1 日以降に契約したもの ○新耐震基準を満たすことが確認できる書類（昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建築された住宅に転居した場合のみ）【写し】
代理人（本人以外）が申請する場合			
☐	○ 委任状【原本】 ※参考様式を市ホームページに掲載しています。		
妊娠中の方がいる場合			
☐	○母子健康手帳【写し】 〔必要なページ〕表紙（交付日を確認）及び子の保護者欄		
親世帯と同居又は近居をする場合			
☐	○戸籍謄本等の親子関係が証明できるもの【原本】		
☐	○親世帯全員の住民票の写し【原本】 （続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30 日以内に交付を受けたもの） ※認定申請書兼同意書（様式第 5）に 同意された方は不要		

↓【交付申請の必要書類】6ページに続きます↓

チェック	必要書類
DV被害の理由による転居の場合	
☐	○DV被害者であることを証する書類【写し】 (例) 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 など
立ち退き料・移転引越し費用等の支払いを受けた場合	
☐	○立ち退き・移転引越し費用等に係る通知書等【写し】 ※立ち退き料(移転引越し費用等)の金額の記載があるもの

10. 補助金請求の必要書類

補助金等交付決定通知書を受領した後、速やかに補助金の請求を行ってください。

チェック	必要書類
☐	○請求書(様式第6) (➡P11 記入例参照) ※請求書は、市ホームページからダウンロードしてください。
☐	○預貯金通帳の写し【写し】 [必要なページ] 通帳の表紙の裏側、名前や口座番号が記載されているページ

11. 金融機関による各種優遇措置を利用される方

- ・優遇措置の内容や手続きは金融機関によって異なりますので、詳しくは各金融機関にご確認ください。(認定申請が必要な場合があります。)
- ・本事業の利用により各種優遇措置を受けられる金融機関は以下の通りです。
 - ・奄美大島信用金庫
 - ・鹿児島銀行
 - ・鹿児島興業信用組合
 - ・鹿児島信用金庫
 - ・鹿児島相互信用金庫
 - ・九州労働金庫
 - ・JA いぶすき
 - ・JA 鹿児島みらい
 - ・JA さつま日置
 - ・南日本銀行
 (五十音順)

13. 記入例

<記入例>【認定申請書兼同意書（1／2）】

様式第1（第7条関係）

令和 ○年 ○月○○日

- ・住宅ローン等で認定申請が必要な方は住宅ローン契約前に認定申請をしてください。
- ・様式は両面印刷してください。

鹿児島市子育て世帯住替支援事業補助金補助対象認定申請書兼同意書

鹿児島市長 殿

申請者	住 所	(〒 ○○○-○○○○)
		鹿児島市○○○○町○○-○○
		○○○アパート○○○号室
	氏 名	鹿児島 太郎
	電話番号	○○○-○○○○-○○○○
メールアドレス	○○○○○○@○○○○○○.○○○	

日中連絡可能な番号をご記入ください。

鹿児島市子育て世帯住替支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助対象の認定について、必要書類を添えて申請します。また、下記の【誓約事項】に掲げる補助対象者の要件等に該当していることを誓約するとともに、【同意事項】で同意した内容について鹿児島市が職権で確認することに同意します。

記

1. 転居後の子育て世帯の状況

申請時点の年齢をご記入ください。

	同意欄	氏 名	続柄	生 年 月 日
1	☒	鹿児島 太郎	本人 (申請者)	昭/平/令 ○○年○○月○○日 (○○歳)
2	☒	鹿児島 花子	妻	昭/平/令 ○○年○○月○○日 (○○歳)
3	☒	鹿児島 桜子	子	昭/平/令 ○年○○月○○日 (○歳)
4	☐			昭/平/令 年 月 日 (歳)
5	☐			昭/平/令 年 月 日 (歳)
6	☐			昭/平/令 年 月 日 (歳)
転居予定住所		鹿児島市△△△△丁目△△△-△△△		
転居予定日		令和 ○年○○月○○日		

※ 出産予定の子については、氏名欄に「出産予定」と記入し、生年月日欄に出産予定日を記入して下さい。

<記入例>【認定申請書兼同意書（2／2）】

【誓約事項】

- (1) 生活保護法に規定する被保護世帯ではありません。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に属していません。また、暴力団等の反社会的勢力と関係はありません。
- (3) 申請において、偽りその他不正な手段を行っていないことを誓約します。

【同意事項】

チェック	同意する内容
☒	住民基本台帳の情報について確認されることに同意します。
☒	市税の納付状況について確認されることに同意します。

2. 同居又は近居する場合の親世帯について

住宅取得で親世帯と同居又は近居
をする場合ご記入ください。

親世帯 (世帯主)	氏名	鹿児島 一郎	生年月日	昭/平	〇〇年〇〇月〇〇日
住所	(〒 △△△-△△△△)				
	鹿児島市△△△町△△△△				
同意欄	☒	同居又は近居要件の審査のため、住民基本台帳の情報について確認されることに同意します。			

3. 補助対象予定経費

区 分	内 訳	予定金額（消費税込）
住宅を取得する 方	新築住宅建設費用又は購入費用	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	既存住宅購入費用	円
民間賃貸住宅へ 転居する方	引越費用	円
	エアコン等取付・取外工事費用 ※転居前の住宅から移設したものに限る。	円
	その他()	円
その他	立退き料等(支払いを受けた場合のみ 記入)	円

※ 他の補助制度により補助金の交付を受けている経費については、対象になりません。

4. 転居予定の住宅の主な要件について確認

チェック	転居予定の住宅の主な要件
☒	申請者又はその配偶者の2親等以内の親族が所有する住宅ではありません。
☒	他の補助制度による補助を受けていません。
☒	住宅の工事着手は令和7年3月31日以前である。 ※新築住宅取得の場合に限る。

<記入例>【交付申請書兼同意書（１／２）】

様式第５（第１０条関係）

- ・転居後５か月以内に交付申請をしてください。
- ・様式は両面印刷してください。

令和 ○年○○月○○日

鹿児島市子育て世帯住替支援事業補助金交付申請書兼同意書

鹿児島市長 殿

申請者	住 所	(〒 ○○○-○○○○) 鹿児島市○○○○町○○-○○	
	氏 名	鹿児島 太郎	
	電話番号	○○○-○○○○-○○○○	
	メールアドレス	○○○○○○@○○○○○○.○○○	
	認定を受けている場合の認定番号		令和 年 第 号

日中連絡可能な番号をご記入ください。

鹿児島市子育て世帯住替支援事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、補助金の交付について、必要書類を添えて申請します。また、下記の【誓約事項】に掲げる補助対象者の要件等に該当していることを誓約するとともに、【同意事項】で同意した内容について鹿児島市が職権で確認することに同意します。

記

１．転居後の子育て世帯の状況

申請時点の年齢をご記入ください。

	同意欄	氏 名	続柄	生 年 月 日
1	☒	鹿児島 太郎	本人 (申請者)	昭/平/令 ○○年○○月○○日 (○○歳)
2	☒	鹿児島 花子	妻	昭/平/令 ○○年○○月○○日 (○○歳)
3	☒	鹿児島 桜子	子	昭/平/令 ○○年○○月○○日 (○歳)
4	☐			昭/平/令 年 月 日 (歳)
5	☐			昭/平/令 年 月 日 (歳)
6	☐			昭/平/令 年 月 日 (歳)
転居前住所		鹿児島市△△△△丁目△△△-△△△		
転 居 日		令和 ○年○○月○○日		

引越業者の領収書の日付等

※ 出産予定の子については、氏名欄に「出産予定」と記入し、生年月日欄に出産予定日を記入して下さい。

<記入例>【交付申請書兼同意書（2／2）】

【誓約事項】

- (1) 生活保護法に規定する被保護世帯ではありません。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に属していません。また、暴力団等の反社会的勢力と関係はありません。
- (3) 申請において、偽りその他不正な手段を行っていないことを誓約します。

【同意事項】

チェック	同意する内容
☒	住民基本台帳の情報について確認されることに同意します。
☒	市税の納付状況について確認されることに同意します。
☒	認定時に添付した書類と変更ありません。 ※認定申請の際に提出した書類を省略する場合に限る。

2. 同居又は近居する場合の親世帯について

住宅取得で親世帯と同居又は近居
をする場合ご記入ください。

親世帯 (世帯主)	氏名	鹿児島 一郎	生年月日	昭/平	〇〇年〇〇月〇〇日
住所	(〒 △△△-△△△△)				
	鹿児島市△△△町△△△△				
同意欄	☒	同居又は近居要件の審査のため、住民基本台帳の情報について確認されることに同意します。			

3. 補助対象予定経費

区 分	内 訳	金額（消費税込）
住宅を取得した 方	新築住宅建設費用又は購入費用	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	既存住宅購入費用	円
民間賃貸住宅へ 転居した方	引越費用	円
	エアコン等取付・取外工事費用 ※転居前の住宅から移設したものに限り。	円
	その他（ ）	円
その他	立退き料等（支払いを受けた場合のみ 記入）	円

※ 他の補助制度により補助金の交付を受けている経費については、対象になりません。

4. 転居後の住宅の主な要件について確認

チェック	転居後の住宅の主な要件
☒	申請者又はその配偶者の2親等以内の親族が所有する住宅ではありません。
☒	他の補助制度による補助を受けていません。
☒	住宅の工事着手は令和7年3月31日以前である。 ※新築住宅取得の場合に限る。

<記入例>【請求書】

様式第6（第17条関係）

（支払方法 1 口座振替払（MT） 2 直接払 3 口座振替払（MT外））

（支払予定日 ） （審査決裁区分 会 ・ 室 ・ 係 ）

課 名	住宅課	令和 年度	支出命令番号	
			会 計	
		歳 出	款	

（下線以下を記入してください。）

日付は記入しないでください。

年 月 日

鹿児島市長 殿

住所を記入

補助事業者等の住所 ○○○○○町○○—○○

申請者名を記入

補助事業者等の氏名 鹿児島 太郎 印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

押印を省略する場合は、記入してください。

（担当者：氏名 鹿児島 太郎 電話 ○○○—○○○○—○○○○）

押印を省略する場合は、申請者名を記入

補助金等交付請求書

日付、指令番号は
記入しないでください。

鹿児島市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日			指令番号	指令 第 号						
補助事業等の名称	鹿児島市子育て世帯住替支援事業										
補助金等の請求金額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

補助金等の請求金額は

補助金等の請求金額は
記入しないでください。

受領については、次のとおり願います。（希望の番号を○囲みする）

① 口座振替払（下記口座のとおり） 2 現金払 現金払いはできません

振 込 先	金融機関名	○○○ 銀行 (金庫)	○○○支店
	口座の種類	普通・当座・別段・貯蓄	口座番号 ○○○○○○
	フリガナ	カゴシマ タロウ	
	口座名義	鹿児島 太郎	

ゆうちょ銀行の場合は、
受取口座の番号等を記入

申請者の名義の口座を記入

14. Q & A

■補助対象世帯について

No.	質 問	回 答
1	子育て世帯の要件の「18歳未満のこどもがいる」とはどのような世帯ですか。	交付申請する年度の4月1日時点において18歳未満の子供がいる世帯または出産予定の子どもの母子手帳を取得している世帯です。(認定申請年度ではないので注意してください。)
2	現在第1子を妊娠中ですが、子育て世帯の対象になりますか。	対象になります。 申請書類に、母子健康手帳の交付年月日と母の氏名が書かれたページの写しを添付する必要があります。
3	生活保護を受けていますが、対象になりますか。	対象ではありません。
4	鹿児島市内在住であることは、どの時点で判断しますか。	転居前後及び申請時において、本市内在住であることを住民票で確認します。
5	親世帯が同居のために引越してきますが、対象になりますか。	親世帯の方のみの転居は対象ではありません。
6	別々に住んでいる子どもと民間賃貸住宅に同居することになったので引越しますが、対象になりますか。	対象となりますが、申請者の引越費用のみが補助対象となります。

■申請時期について

No.	質 問	回 答
7	転居日の基準はいつですか。	引越業者の領収書の日付、転居前住宅の解約日等で確認します。
8	半年前に転居したので申請したいのですが、対象になりますか。	対象ではありません。 転居後5か月以内に交付申請が必要です。 (例)9月1日転居した場合、1月31日までに交付申請が必要。
9	住宅取得の場合で、認定通知後、引渡しまでに長期間要する場合でも交付申請できますか。	引渡しが認定通知年度の次年度となる場合でも、交付申請することができます。 ただし、認定申請時の内容と異なる場合や本事業が終了した場合等は、補助金を交付することができない場合があります。
10	令和6年7月31日に新築住宅の工事請負契約をしましたが、対象になりますか。	対象ではありません。 (令和6年8月1日以降に契約したものが対象となります。)
11	既に中古住宅の購入に係る契約が済んでいますますが、対象になりますか？	契約日が令和6年8月1日以降で、転居後5か月以内であれば対象になります。交付申請を行う必要があります。 (ローン契約済の場合、認定申請の対象にはなりません。)

■転居前の住宅について

No.	質 問	回 答
12	鹿児島市外から鹿児島市内へ引越しますが、対象になりますか。	対象ではありません。 (鹿児島市外への転居も対象ではありません。)
13	市営住宅から民間賃貸住宅へ引越しますが、対象になりますか。	対象となります。
14	実家(親名義の持家)から引越しますが、対象になりますか。	対象となります。
15	親と同居していましたが、今回近居することになりました。対象になりますか。	対象となります。 (近居から近居の場合も対象となります。)

■転居後の住宅について		
No.	質 問	回 答
16	市営住宅に引越しますが、対象になりますか。	対象ではありません。 市営住宅、県営住宅、UR などの公的賃貸住宅への引越しは対象外です。
17	友人が借りている部屋に引越しましたが、対象になりますか。	対象ではありません。 補助金の申請者又はその配偶者が賃貸借契約を締結し、家賃を支払う場合に限りです。
18	民間賃貸住宅の場合、夫婦のいずれかが契約者である必要がありますか。	申請者又はその配偶者が契約し、かつ、申請者又はその配偶者が賃借に係る対象費用を支払う必要があります。
19	住宅取得の場合、夫婦のいずれかの名義である必要がありますか。	住宅が申請者又はその配偶者の名義である必要があります。
20	近居とはどの位の距離ですか。	直線距離で 2 km 以内です。 ※鹿児島市地図情報システム「かごしま i マップ」でご確認いただくことができます。
21	最低居住面積水準の面積にバルコニーは含みますか。	含みません。 壁芯で囲まれた室内部分の面積です。なお、平面図や契約書に記載された面積等で確認を行います。
22	最低居住面積水準の面積は、いつ時点の年齢で計算しますか。	交付申請時点の年齢で計算します。
23	新耐震基準を満たす住宅とは、具体的にどのような住宅ですか。	昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法の構造規定を満たす住宅のことです。 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された旧耐震基準の住宅の場合でも、耐震補強や耐震診断の結果、新耐震基準を満たすと判断された住宅を含みます。住宅の購入や賃借する際に不動産業者が説明する「重要事項説明書」に記載があります。
24	店舗付住宅や事務所付住宅は、対象となりますか。	店舗や事務所以外で、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の 2 分の 1 以上であれば対象となります。各用途面積が分かる平面図の写しと面積表を提出ください。
■補助対象経費について		
No.	質 問	回 答
25	敷金は補助金の対象になりますか。	対象ではありません。 運送業として許可を受けている引越業者に支払った費用が対象です。敷金、礼金、共益費、仲介手数料、その他鍵交換代、火災保険料等は対象になりません。
26	引越業者からもらった領収書・請求書を紛失しましたが、どうしたらよいですか。	引越業者に再発行の依頼をしてください。 内訳が不明な場合は補助金の対象とすることができません。
27	引越に伴いエアコンを購入しましたが、補助金の対象になりますか。	対象ではありません。引越前に使用していたエアコンの取外し、取付けなどの費用が対象です。
28	レンタカーを借りて、自ら（または友人に手伝ってもらい）引越しましたが、レンタカー代や友人に支払った謝礼金は対象になりますか。	対象ではありません。 運送業として許可を受けている引越業者に支払った費用が対象です。
29	既存住宅を購入し、リフォームする場合のリフォーム費用は対象になりますか。	リフォーム費用は対象ではありません。 既存住宅の購入費用のみ対象となります。

■その他		
No.	質 問	回 答
30	以前引越した際に補助金の申請をしました。子どもが増えたので今より広い部屋に引越したいのですが、対象になりますか。	対象ではありません。 補助金の申請は1回限りです。
31	D V被害者とはどのような方が対象になりますか。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者及び第28条の2に規定する相手からの暴力を受けた方が対象になります。
32	D V被害者であることを証する書類【写し】はどのようなものがありますか。	以下のいずれかの書類【写し】が該当します。 ・婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 ・婦人保護施設による保護または母子生活支援施設による保護終了後5年未満である証明書 ・裁判所の保護命令日後5年未満である証明書 ・婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 など
33	検査済証とは、どのような文書ですか。	建築基準法に定められたもので、完成した住宅が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を証明する文書のことです。建物の完成後に行われる完了検査を受け、適合している場合に発行されます。 ※検査済証が発行されていない住宅は、本事業の対象外となります。 ※建築確認における検査済証に関するお問い合わせは、建築指導課でお受けします。また、検査済証記載事項証明書はオンラインでも取得できます。
34	記載事項証明書とは、どのような文書ですか。	建築確認台帳に記載されている建築確認済証や検査済証の交付年月日を証明する文書のことです。 ※検査済証の交付年月日の記載がない住宅は、本事業の対象外となります。 ※検査済証記載事項証明書はオンラインでも取得できます。
35	「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅とは、どのような住宅ですか。	新築戸建住宅の場合、外皮平均熱還流率(UA値)0.87以下、冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値)2.7以下、一次エネルギー消費性能(BEI値)1.0以下などの基準を満たす住宅のことです。
36	省エネ基準を満たすことが確認できる書類【写し】は、どのようなものがありますか。	以下のいずれかの書類【写し】が該当します。 ・設計住宅性能評価書 ・建設住宅性能評価書 ・長期優良住宅建築等計画認定通知書 ・長期使用構造である旨が記載された確認書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書 ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証 ・性能向上計画認定通知書 ・性能向上計画に係る技術的審査適合証 ・省エネ適合判定通知書 ・住宅省エネルギー性能証明書 ・建築物省エネ法第27条に基づく省エネ基準への適合性に関する説明書(基準値に適合していることが分かる部分も添付のこと) など

37	2 親等以内の親族とは。	①申請者本人の ・父母、子供とその配偶者（一親等） ・祖父母、兄弟姉妹とその配偶者、孫とその配偶者（二親等） ②申請者本人の配偶者の ・父母、子供とその配偶者（一親等） ・祖父母、兄弟姉妹、孫とその配偶者（二親等） です。
38	請求書はいつまでに提出すればいいですか。	交付決定通知受領後、速やかに提出してください。 （令和 8 年 3 月 20 日までに提出できない場合は、事前にご相談ください。）
39	住宅ローン【フラット 35】地域連携型を利用し、金利優遇措置を受ける場合、利用対象証明書の申請はいつすればいいですか。	認定通知書受領後に住宅取得に係る契約を締結し、【フラット 35】地域連携型利用申請書に必要書類を添付して提出してください。 内容を審査した後、【フラット 35】地域連携型の利用対象証明書を発行します。利用対象証明書は、借入れの契約時までに取り扱金融機関へ提出してください。 なお、【フラット 35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本補助金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。
40	金融機関による各種優遇措置はどのようなものがありますか。	金融機関により優遇内容が異なっておりますので、詳しくは各金融機関にお問い合わせください。
41	他の補助金と併用できますか。	本事業は国費を一部使用しているため、国などの他の補助金の規定で併用できない場合があります。 それぞれの補助金の問い合わせ窓口などにご確認下さい。 なお、「子育てグリーン住宅支援事業」については、同事業の規定により併用できません。
42	新築住宅とはどのような住宅ですか。	本事業における新築住宅とは、新たに建設する住宅又は新たに建設された住宅で、まだ人が居住したことがなく、建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過していないものを指します。
43	建築物の工事に着手とはなんですか。	建築基準法に基づく「工事の着手（法第 3 条第 3 項第三号）」のことです。 根切り工事、基礎杭打ち工事などの着手時点です。